

我が国における海洋保護区の設定のあり方について

平成 23 年 5 月
環 境 省

○ 背景

海洋保護区は、近年、沿岸及び海洋における生物多様性の保全等の手段として重要視されてきており、海洋基本計画（平成 20 年 3 月閣議決定）においても、「生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、関係府省連携の下、我が国における海洋保護区の設定のあり方を明確化した上で、その設定を適切に推進する」こととしている。

○ 我が国の海洋保護区の考え方

海洋保護区は、海洋の生物多様性と生態系サービスを確保するために区域を特定して規制や管理措置を講ずるもので、有効な保全施策として重要視されている。

我が国の海洋保護区は、以下のとおり定義され、いずれかの生態系サービスを持続可能な形で利用することを目的とする場合も海洋保護区の一つとして取り扱うものとする。

「海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域。」（注：「海洋生物多様性保全戦略」における定義）

上記の定義に従って設定された区域においては、具体的な設定目的に従った管理措置が柔軟に導入されるものとする。

なお、海洋の生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用のための取組には、生物多様性に悪影響を与える環境改変の防止、海洋環境の汚染負荷の軽減、適切な漁業資源管理、適切な外来種の管理など、影響要因等によって様々な手法があり、その目的に応じた適切な手法による取組が実施されている。これらの取組には海域を明確に特定しない施策とともに、海域を明確に特定する海洋保護区の設定があり、必要に応じて双方の手法を適切に組み合わせてゆくことが有効である。

○ 我が国において海洋保護区に該当する区域

我が国において、「海洋保護区」と命名された区域の指定制度は存在しないが、上記の定義に合致する各種規制区域が制度化されており、それらを検討した結果、別表のとおり整理された。

○ 今後の対応

平成 22 年 10 月に我が国で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議において決定された愛知目標等の国際的目標を念頭に置き、また、我が国が締結している関連国際条約との整合性を確保しつつ、関係府省が連携の下、前述した既存の制度を効果的に活用し、海洋における生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用のため、その管理の充実も含め海洋保護区の設定を適切に推進する。

また、その設定状況について継続的にレビューするとともに、将来、必要に応じ、設定のあり方について検証し、必要な検討を行っていくこととする。

我が国において海洋保護区に該当する区域

① 自然景観の保護等

区域（制度）	区域指定目的	主な規制内容
自然公園 （自然公園法）	自然の風景地を保護し、その利用を促進することにより、生物多様性の確保に寄与する	主として土地改変などの開発規制（普通地域：届出制）。海域公園地区（許可制）では採捕規制もある。なお、汽水域では特別地域（許可制）の設定がありうる。
自然海浜保全地区（瀬戸内海環境保全特別措置法）	自然の状態が維持され、将来にわたり海水浴や潮干狩り等に利用される海浜地等を保全する	工作物の新築、土地の形質の変更、鉱物の掘採、土石の採取等の開発規制（府県への届出制）

② 自然環境又は生物の生息・生育場の保護等

区域（制度）	区域指定目的	主な規制内容
自然環境保全地域（自然環境保全法）	自然環境を保全する	主として土地改変などの開発規制（普通地域：届出制）。海域特別地区（許可制）では採捕規制もある。
鳥獣保護区（鳥獣保護法）	鳥獣を保護する	狩猟の規制。特別保護地区では工作物建築等開発規制、特別保護指定区域ではさらに動力船使用規制等が加わる。
生息地等保護区（種の保存法）	国内希少野生動植物種を保存する	監視地区では開発規制（届出制）。管理地区では開発規制（許可制）のほか指定種の採捕規制、動力船利用制限。さらに立入制限地区では立入を制限。
天然記念物（文化財保護法）	学術的価値の高い動物、植物、地質鉱物を保護する	現状の変更、またはその保存に影響を及ぼす行為（許可制）

③ 水産生物の保護培養等

区域（制度）	区域指定目的	主な規制内容
保護水面（水産資源保護法）	水産動植物の保護培養	産卵、稚魚の育成等に適した水面につき、埋立、浚渫などの開発規制（許可制）、指定水産動植物の採捕規制。
沿岸水産資源開発区域、指定海域（海洋水産資源開発促進法）	水産動植物の増殖及び養殖を計画的に推進するための措置等により海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進	海底の改変、掘削行為などの開発規制（知事又は農林水産大臣への届出制）。沿岸水産資源開発区域では、都道府県は「沿岸水産資源開発計画」を定める。
都道府県、漁業者団体等による各種指定区域（各種根拠制度※）	水産動植物の保護培養、持続可能な利用の確保等 ※各種根拠制度：採捕規制区域（漁業法及び水産資源保護法）、資源管理規定の対象水面及び組合等の自主的取組（水産業協同組合法）	特定の水産動植物の採捕規制。
共同漁業権区域（漁業法）	漁業生産力の発展（水産動植物の保護培養、持続的な利用の確保等）等	漁業権行使規則（知事認可）等による水産動植物の採捕規制（区域、期間、漁法、隻数等）。また、第三者の侵害に対して物権的請求権、損害賠償請求権に加え、漁業権侵害罪が適用。

上記の既存制度のうち、地理情報が入手可能な区域（自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、指定海域、沿岸資源開発区域）の面積を環境省において試算したところ、区域の重複を除いた合計面積が約 369,200km² であり、これは領海及び排他的経済水域（EEZ）の面積の約 8.3% に当たる。